

改 書 き 方	正 書 き か た
後	前
<p>○ この所得の内訳書は……例えば、多くの支払先から、利子、配当、給与、報酬、料金、原稿料、印税などの支払を受けていたり、貸家や貸地などを数多くもっているなど、同じ種類の所得が多くあるため、申告書第二表の「○所得の内訳（源泉徴収税額）欄に書ききれない場合に、申告書の付属書として使用するため用意したものです。</p> <p>原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬については、同じ支払者から支払いを受けた分については、1年分を一括して書いても差し支えありません。</p> <p>また、不動産所得については、「所得の種類」から「収入金額」までの各欄だけ書けば結構です。</p> <p>(1) 「所得の種類」欄……この用紙に内訳を書く所得の種類を、次の(2)を参考として、例えば、<u>営業等</u>、不動産、利子、配当、給与、雑などと書いてください。</p> <p>なお、所得の種類が同じものは、できるだけ欄がとびとびにならないようにそろえて書いてください。</p> <p>(2) 「種目」欄……所得の種類の内容を、例えば次のように書いてください。</p> <p>(所得の種類) (種 目)</p> <p><u>営業</u> 等……原稿料、印税、弁護士や医師、税理士、公認会計士、映画・演劇の俳優、映画監督、職業野球選手、競馬の騎手、競輪選手、外交員の報酬など</p> <p>不 動 產……地代、家賃、賃間代、小作料、土地・家屋の権利金、船舶、航空機の貸付料など</p> <p>利 子……公社債の利子など</p> <p>配 当……株式の配当、出資の配当、剰余金の分配など</p> <p>給 与……給料、俸給、賞与、歳費など</p> <p>雑 ……国民年金、厚生年金、恩給、原稿料、印税、講演料、貸金利子（貸金業者のものを除く。）など</p> <p>(3) 「所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号」欄……所得の基因となる資産の所在地や給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号などを、次のように書いてください。</p> <p>(所得の種類) (所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号)</p> <p><u>営業</u> 等……診療報酬の支払いをした基金、原稿料を支払った出版社、弁護士報酬などを支払った会社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など</p> <p>不 動 產……貸地、貸家の所在地など</p> <p>利 子……利子などの支払者の所在地、名称、電話番号など</p> <p>配 当……株式などを発行している会社の所在地、名称、電話番号など</p> <p>給 与……給料などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号など</p> <p>雑 ……原稿料や印税などを支払った出版社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など</p> <p>なお、支払者から交付を受けた支払調査の写しや支払いの通知書、源泉徴収票を申告書に添付する場合には、これらに記載されている支払者の住所・所在地などは書き入れる必要はありません。</p> <p>(4) 「所得の基因となる資産の数量」欄……不動産所得、利子所得、配当所得についてだけ書いてください。書き方は、不動産所得については、貸地の面積、貸家の戸数など、利子所得については、元本の金額、口数など、配当所得については、株式の銘柄（新旧に区分してください。）ごとの株式数などを書いてください。</p> <p>(5) 「源泉徴収税額」欄……配当、給与、原稿料などの所得について、その支払いを受ける際に源泉徴収される源泉徴収税額を書いてください。</p> <p>* まだ配当、給与などの支払いを受けていない場合で、その未払いとなっている所得についての源泉徴収税額があるときは、その金額を「源泉徴収税額」欄に内書きしてください。</p> <p>(6) 「支払確定年月又は支払いを受けた年月」欄……無記名株式の配当などについては、支払いを受けた年月を書き、記名株式の配当などについては、決算確定の年月のようにその支払いを受けるべき金額が確定した年月を書いてください。なお、原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬で同一支払者から支払いを受けた1年分を一括して書いたものについては書き入れる必要はありません。</p>	<p>○ この所得の内訳書は……例えば、多くの支払先から、利子、配当、給与、報酬、料金、原稿料、印税などの支払を受けていたり、貸家や貸地などを数多くもっているなど、同じ種類の所得が多くあるため、申告書の「所得金額」欄や「税金から差し引かれる金額」欄の「源泉徴収税額」欄などに書ききれない場合に、申告書の付属書として使用するため用意したものです。</p> <p>原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬については、同じ支払者から支払を受けた分については、1年分を一括して書いても差し支えありません。</p> <p>また、不動産所得については、「所得の種類」から「収入金額」までの各欄だけ書けば結構です。</p> <p>(1) 「所得の種類」欄……この用紙に内訳を書く所得の種類を、次の(2)を参考として、例えば、<u>その他事業</u>、不動産、利子、配当、給与、雑などと書いてください。</p> <p>なお、所得の種類が同じものは、できるだけ欄がとびとびにならないようにそろえて書いてください。</p> <p>(2) 「種目」欄……所得の種類の内容を、例えば次のように書いてください。</p> <p>(所得の種類) (種 目)</p> <p><u>その他事業</u> 等……原稿料、印税、弁護士や医師、税理士、公認会計士、映画・演劇の俳優、映画監督、職業野球選手、競馬の騎手、競輪選手、外交員の報酬など</p> <p>不 動 產……地代、家賃、賃間代、小作料、土地・家屋の権利金、船舶、航空機の貸付料など</p> <p>利 子……公社債の利子など</p> <p>配 当……株式の配当、出資の配当、剰余金の分配など</p> <p>給 与……給料、俸給、賞与、歳費など</p> <p>雑 ……国民年金、厚生年金、恩給、原稿料、印税、講演料、貸金利子（貸金業者のものを除く。）など</p> <p>(3) 「所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号」欄……所得の基因となる資産の所在地や給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号などを、次のように書いてください。</p> <p>(所得の種類) (所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号)</p> <p><u>その他事業</u> 等……診療報酬の支払いをした基金、原稿料を支払った出版社、弁護士報酬などを支払った会社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など</p> <p>不 動 產……貸地、貸家の所在地など</p> <p>利 子……利子などの支払者の所在地、名称、電話番号など</p> <p>配 当……株式などを発行している会社の所在地、名称、電話番号など</p> <p>給 与……給料などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号など</p> <p>雑 ……原稿料や印税などを支払った出版社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など</p> <p>なお、支払者から交付を受けた支払調査の写しや支払いの通知書、源泉徴収票を申告書に添付する場合には、これらに記載されている支払者の住所・所在地などは書き入れる必要はありません。</p> <p>(4) 「所得の基因となる資産の数量」欄……不動産所得、利子所得、配当所得についてだけ書いてください。書きかたは、不動産所得については、貸地の面積、貸家の戸数など、利子所得については、元本の金額、口数など、配当所得については、株式の銘柄（新旧に区分してください。）ごとの株式数などを書いてください。</p> <p>(5) 「源泉徴収税額」欄……配当、給与、原稿料などの所得について、その支払を受ける際に源泉徴収される源泉徴収税額を書いてください。</p> <p>* まだ配当、給与などの支払いを受けていない場合で、その未払いとなっている所得についての源泉徴収税額があるときは、その金額を「源泉徴収税額」欄に内書きしてください。</p> <p>(6) 「支払確定年月又は支払いを受けた年月」欄……無記名株式の配当などについては、支払を受けた年月を書き、記名株式の配当などについては、決算確定の年月のようにその支払を受けるべき金額が確定した年月を書いてください。なお、原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬で同一支払者から支払を受けた1年分を一括して書いたものについては書き入れる必要はありません。</p>